

議案第126号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 給料表の改定

公民較差（896円、0.24%）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げます。

幼稚園教育職員給料表を改定します。

2 特別給（期末手当・勤勉手当）の支給月数の改定

年間の支給月数を0.10月（再任用職員は0.05月）引き上げ、勤勉手当に割り振ります。

なお、各支給月における期末手当及び勤勉手当の内訳は、別紙のとおりです。

【勤勉手当年間支給月数（管理職員以外の職員）】

区分	現行	改正案
幼稚園教育職員 （再任用職員以外）	2.05月	2.15月
幼稚園教育職員 （再任用職員）	1.00月	1.05月

3 その他

令和5年度から3月期末手当を廃止します。

4 施行期日

1及び2については公布の日、3については令和5年4月1日

5 適用期日

1については令和4年4月1日から、2については同年12月1日から適用

各支給月における期末手当及び勤勉手当の支給月数について

単位：月

現行					改正案（令和4年12月支給）					改正案（令和5年度以降支給）				
【再任用職員以外】 (管理職員以外)					【再任用職員以外】 (管理職員以外)					【定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員以外】 (管理職員以外)				
区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計
期末	1.05	1.10	0.25	2.40	期末	1.05	1.10	0.25	2.40	期末	<u>1.20</u>	<u>1.20</u>	-	2.40
勤勉	1.025	1.025	-	2.05	勤勉	1.025	<u>1.125</u>	-	<u>2.15</u>	勤勉	<u>1.075</u>	<u>1.075</u>	-	2.15
合計	2.075	2.125	0.25	4.45	合計	2.075	<u>2.225</u>	0.25	<u>4.55</u>	合計	<u>2.275</u>	<u>2.275</u>	-	4.55
(管理職員)					(管理職員)					(管理職員)				
区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計
期末	0.85	0.90	0.25	2.00	期末	0.85	0.90	0.25	2.00	期末	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	-	2.00
勤勉	1.225	1.225	-	2.45	勤勉	1.225	<u>1.325</u>	-	<u>2.55</u>	勤勉	<u>1.275</u>	<u>1.275</u>	-	2.55
合計	2.075	2.125	0.25	4.45	合計	2.075	<u>2.225</u>	0.25	<u>4.55</u>	合計	<u>2.275</u>	<u>2.275</u>	-	4.55
【再任用職員】 (管理職員以外)					【再任用職員】 (管理職員以外)					【定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員】 (管理職員以外)				
区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計
期末	0.60	0.65	0.10	1.35	期末	0.60	0.65	0.10	1.35	期末	<u>0.675</u>	<u>0.675</u>	-	1.35
勤勉	0.50	0.50	-	1.00	勤勉	0.50	<u>0.55</u>	-	<u>1.05</u>	勤勉	<u>0.525</u>	<u>0.525</u>	-	1.05
合計	1.10	1.15	0.10	2.35	合計	1.10	<u>1.20</u>	0.10	<u>2.40</u>	合計	<u>1.20</u>	1.20	-	2.40
(管理職員)					(管理職員)					(管理職員)				
区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計
期末	0.50	0.55	0.10	1.15	期末	0.50	0.55	0.10	1.15	期末	<u>0.575</u>	<u>0.575</u>	-	1.15
勤勉	0.60	0.60	-	1.20	勤勉	0.60	<u>0.65</u>	-	<u>1.25</u>	勤勉	<u>0.625</u>	<u>0.625</u>	-	1.25
合計	1.10	1.15	0.10	2.35	合計	1.10	<u>1.20</u>	0.10	<u>2.40</u>	合計	<u>1.20</u>	1.20	-	2.40

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表(第一条関係)

改正案
現行

<p>(前略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百十二・五(第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十二・五)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の六十五」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>別表第一 (別紙のとおり)</p>	<p>(前略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百二・五(第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百二十二・五)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の六十」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>別表第一 (別紙のとおり)</p>
---	---

別表第二・別表第三 (略)

付則

(施行期日等)

- 1| この条例中第一条の規定及び次項から付則第五項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。
- 2| 第一条の規定(第三十条第二項及び第三項の改正規定を除く。)
による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例(第四項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。
- 3| 第一条の規定(第三十条第二項及び第三項の改正規定に限る。)
による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和四年十二月一日から適用する。
- 4| (給与の内払)
改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5| (委任)
前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

別表第二・別表第三 (略)

(改正案)

別表第一 (第6条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
	18	207,800	298,000	345,300	384,800
	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	211,200	302,600	350,300	388,700
再任用職員	21	212,700	304,900	352,800	390,600
以外の職員	22	214,300	306,900	355,000	392,500
	23	216,000	309,300	357,300	394,300
	24	217,700	311,400	359,600	395,900
	25	219,500	313,700	361,800	397,600
	26	221,000	315,800	363,900	399,300
	27	222,900	317,900	366,100	400,800
	28	224,800	319,900	368,200	402,400
	29	226,700	321,900	370,200	403,900
	30	228,700	324,000	372,200	405,300
	31	230,600	326,100	374,100	406,700
	32	232,700	327,900	375,900	408,100
	33	234,700	330,000	377,700	409,400
	34	236,600	332,000	379,500	410,600
	35	238,500	334,100	381,200	411,800
	36	240,500	336,100	382,600	413,000
	37	242,500	337,700	384,000	414,100
	38	244,400	339,500	385,300	415,100
	39	246,400	341,300	386,600	416,100
	40	248,500	343,100	387,800	417,100
	41	250,500	344,700	389,000	418,000
	42	252,400	346,400	390,200	418,900
	43	254,500	348,100	391,400	419,800
	44	256,500	349,700	392,400	420,600

45	258,700	351,100	393,200	421,400
46	260,500	352,600	394,100	422,100
47	262,300	354,100	395,100	422,800
48	264,500	355,600	396,100	423,400
49	266,400	357,000	396,900	424,100
50	268,600	358,400	397,700	424,800
51	270,900	359,700	398,500	425,400
52	273,000	361,100	399,300	425,900
53	275,000	362,400	400,000	426,400
54	277,000	363,700	400,800	427,000
55	279,200	364,900	401,600	427,500
56	281,300	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400
69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800

97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			

	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
	152	376,700			
	153	377,000			
	154	377,400			
	155	377,800			
	156	378,200			
	157	378,600			
	158	379,000			
	159	379,400			
	160	379,800			
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300

(現 行)

別表第一 (第6条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
	3	173,500	263,900	311,000	349,400
	4	175,600	266,000	313,300	352,000
	5	177,700	268,400	315,600	354,600
	6	179,800	270,800	317,800	357,200
	7	181,900	272,900	320,200	359,700
	8	183,900	275,000	322,400	362,100
	9	186,200	277,200	324,600	364,500
	10	188,300	279,400	326,900	366,900
	11	190,500	281,600	329,200	369,300
	12	192,700	283,800	331,400	371,700
	13	194,800	285,900	333,600	374,000
	14	196,500	288,000	335,800	376,300
	15	198,400	290,200	338,100	378,500
	16	200,200	292,400	340,500	380,700
	17	202,000	294,600	342,900	382,800
	18	203,900	296,900	345,300	384,800
	19	205,700	299,200	347,800	386,800
	20	207,700	301,500	350,300	388,700
	21	209,600	303,800	352,800	390,600
	22	211,400	305,900	355,000	392,500
	23	213,300	308,300	357,300	394,300
	24	215,200	310,400	359,600	395,900
	25	217,100	312,700	361,800	397,600
	26	218,800	314,900	363,900	399,300
	27	220,700	317,000	366,100	400,800
	28	222,600	319,200	368,200	402,400
	29	224,500	321,200	370,200	403,900
	30	226,600	323,400	372,200	405,300
	31	228,700	325,500	374,100	406,700
	32	230,800	327,500	375,900	408,100
	33	232,900	329,600	377,700	409,400
	34	234,900	331,600	379,500	410,600
	35	236,900	333,700	381,200	411,800
	36	239,000	335,700	382,600	413,000
	37	241,100	337,500	384,000	414,100
	38	243,100	339,300	385,300	415,100
	39	245,200	341,100	386,600	416,100
	40	247,400	342,900	387,800	417,100
	41	249,500	344,600	389,000	418,000
	42	251,600	346,300	390,200	418,900
	43	253,700	348,000	391,400	419,800
44	255,800	349,600	392,400	420,600	

45	258,000	351,100	393,200	421,400
46	260,000	352,600	394,100	422,100
47	261,900	354,100	395,100	422,800
48	264,100	355,600	396,100	423,400
49	266,100	357,000	396,900	424,100
50	268,300	358,400	397,700	424,800
51	270,600	359,700	398,500	425,400
52	272,700	361,100	399,300	425,900
53	274,900	362,400	400,000	426,400
54	276,900	363,700	400,800	427,000
55	279,100	364,900	401,600	427,500
56	281,200	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400
69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800

97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			

	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
	152	376,700			
	153	377,000			
	154	377,400			
	155	377,800			
	156	378,200			
	157	378,600			
	158	379,000			
	159	379,400			
	160	379,800			
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表(第二条関係)

改正案

改正前

<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第三十条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日(次条及び第二十九条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条から第二十九条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日(次条及び第二十九条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の八十五、十二月に支給する場</p>
--	--

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

4～6 (略)

(中略)

(勤勉手当)

第三十条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百七・五（第十条の規定に基づき管理職手当の

合においては百分の九十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十五」とする。

4～6 (略)

(中略)

(勤勉手当)

第三十条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百十二・五（第十条の規定に基づき管理職手当の

支給を受ける職員にあつては百分の百二十七・五)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4 (略)

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十八条中「前条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、同条第一号中「支給日」とあるのは「支給日(第三十条第一項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(後略)

付則

(施行期日等)

1 この条例中第一条の規定及び次項から付則第五項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(第三十条第二項及び第三項の改正規定を除く。)

の支給を受ける職員にあつては百分の百三十二・五)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の六十五」とする。

4 (略)

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十八条中「前条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第三十条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(後略)

による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（第四項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

3 第一条の規定（第三十条第二項及び第三項の改正規定に限る。）による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。